

指定短期入所生活介護(ユニット型)・介護予防短期入所生活介護(ユニット型)
神田山長生園ことぶき苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤田長生会が開設する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護「神田山長生園ことぶき苑」の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、各ユニットにおいて利用者相互間に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の援助、機能訓練及び療養上の援助を行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 神田山長生園ことぶき苑
- (2) 所在地 広島市東区中山東1丁目5番37-5号
- (3) 定 員 ユニットの数を2ユニットとし、各ユニット10名とする。

(事業所の職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務・生活相談員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名(非常勤専従)
医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 2名(常勤専従 1名 常勤兼務 1名) 生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 2名(常勤専従 1名 常勤兼務 1名)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 13 名

常勤専従 6 名・常勤兼務 2 名・非常勤専従 5 名

介護職員は、利用者の入浴、排泄、給食等の日常生活介助及び援助を行う。

(6) 管理栄養士 0 名 (法人特養所属管理栄養士)

管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1 名 (非常勤専従)

(指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの内容)

第5条 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の送迎

(2) サービス介護計画書の作成(4 日以上の利用)

(3) 利用の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

(4) サービスは、次条に定める指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

① 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

② 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

③ 介護技術の進歩に対応した、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

④ 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

⑥ 利用者の心身の状況に応じて、週に 2 回以上の入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

⑦ 栄養、利用者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス計画の作成)

第6条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス計画の作成を、介護職員又は相談員に行わせるものとする。(但し、4 日以上利用の場合)

2 介護職員又は相談員は、他の従業員と協議のうえ、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定サービスが法定代理受領サービスであるときは、その割合に応じた額と食事の標準負担の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1)居住費(個室)：2066円/日

(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額を1日の居住費の上限とする。)

(2)食費：1,690円/日

(但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額を1日の食費の上限とする。)

(3)利用時に特別な行事などに参加し、特別な食事などの提供を受けた場合の実費

(4)理美容を利用した場合の実費

(5)医療費など自己負担にかかる料金の実費

(6)テレビ代及び、その他の電気使用品 1品につき110円/日

(7)嗜好品130円/日

(8)その他日常生活上の便宜に係る費用であって、利用者の負担とすることが社会通念上妥当と認められる費用については実費とする。

3 通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、第8条通常の送迎実施地域を越えた距離について、路程1キロメートル当たり50円を実費として、通常の送迎料金に加算して徴収する

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名(又は記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 ショートステイの送迎の事業の実施地域は、つぎの区域とする。

広島市中区：白島・基町・八丁堀・幟町

広島市東区：二葉の里、光町、若草町、愛宕町、東蟹屋町、曙、尾長西、尾長東、尾長町、東山町、山根町、光が丘、牛田東、牛田南、牛田中、牛田旭、牛田本町、牛田新町、戸坂出江、牛田早稲田、戸坂大上、戸坂数甲、戸坂くるめ木、戸坂桜上町、戸坂桜西町、戸坂桜東町、戸坂城山町、戸坂新町、戸坂千足、戸坂惣田、戸坂町、戸坂中町、戸坂南、戸坂山根、

戸坂山崎町、中山新町、中山東、中山西、中山北、中山中町、中山上、
中山鏡が丘、温品 1 丁目、2 丁目、3 丁目
広島市南区：大須賀町、上大須賀町、松原町、京橋町、光町、二葉の里
広島市西区：中広町、横川町、横川新町、打越町、楠木町、三滝町、三滝本町、
山手町、竜王町、新庄町、三篠町、三篠北町、大宮、大芝
広島市安佐南区：長東西、長東、西山本、東山本、山本、祇園、南下安、北下安、
中須、古市、川内（1～5丁目）、中筋、東野、東原、西原
広島市安佐北区：口田南、口田（1丁目）、落合（1～2丁目）
安芸郡府中町：鶴江 1 丁目、大通り 2 丁目

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 9 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応）

第 10 条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

（非常災害対策）

第 11 条 事業所は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（身体拘束に関する事項）

第 12 条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、利用者の家族等の同意を得た後、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録簿に記載する。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利

用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(金銭の管理に関する事項)

第14条 事業所は、利用者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を利用者に代わって行う場合は、別に定める金銭管理規程に定めるところによる。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、そのための業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人藤田長生会理事長と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。